

## 奨励金に関するQ & A

Q. 取得日とは、いつの日のことを言いますか？

A. 住宅を新築または購入し、建物登記簿に記載された取得日のことを言います。  
但し、平成24年8月10日の避難区域再編からこの告示の施行の前日までに取得された住宅の取得日は、告示の施行の日とします。

Q. 満40歳未満とは、いつの時点のことを言いますか？

A. 住宅の取得日。取得日から6月以内に交付対象となった場合は、その時点です。

Q. 年度途中で町の予算がなくなり申請を受付してもらえませんでした。  
次の年度に申請しても受付可能ですか？

A. 申請日が住宅の取得日から1年以内であれば受付可能ですが、次年度の予算額は未定です。  
また、本制度は平成32年3月末日までとなっています。

Q. 親との共有名義で住宅を取得した場合、奨励金は交付されますか？

A. 取得した住宅に居住する世帯員いずれかの名義であれば、交付します。

Q. 親が建築した住宅に住んでいて建替えた場合は対象となりますか？

A. 居住する住居の建替えは対象となりません。東日本大震災及び原子力事故により、避難先にも住居があるかとおもいますが、本制度では、平成23年3月11日に居住していた住居の建替えも対象外となります。

Q. 出産を機に親と同居するため、親の住居を建替えた場合は対象となりますか？

A. 子育て世帯にとっては新たな敷地での住宅取得であり、交付対象となります。  
結婚・出産を機に、居住していた住宅を建替えた場合は前述のとおり対象外です。

Q. 奨励金を受領後、10年以内に転出する場合は奨励金返還の対象となりますか？

A. この奨励金は、樫葉町への定住を目的として交付しており、やむを得ない事情を除き、居住年数に応じた金額が返還対象となります。